

## 令和3年8月和水町議会第2回臨時会会議録

令和3年8月12日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 令和3年8月12日午後2時00分招集
2. 令和3年8月12日午後2時00分開会
3. 令和3年8月12日午後2時09分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	12番 蒲池 恭一	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 森 潤一郎		
-----------	--	--
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働 和明	書 記 西原 利沙	
-------------	-----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 高巢 泰廣	副 町 長 松尾 栄喜	
教 育 長 岡本 貞三	総 務 課 長 中嶋 光浩	
総合支所長兼住民課長 上原 真二	農林振興課長 富下 健次	
12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第49号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
日程第4	議案第50号 業務委託契約の締結について

---

開会 午後2時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただいまから、令和3年第2回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は、森議員から欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番高木洋一郎君、7番秋丸要一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

---

#### 日程第3 議案第49号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第49号「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第49号「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」、地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

令和3年8月12日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中、熊本県北病院機構設立組合を玉名市玉東町病院設立組合に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由でございます。熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。今回の名称変更については、地方独立行政法人の運営者である地方独立行政法人熊本県北病院機構と地方独立行政法人の設立団体

である玉名市と玉東町で設置した一部事務組合熊本県北病院機構設立組合の名称が酷似しており、関係機関から地方独立行政法人の設立団体であることが認知されていない状況にあるため、明確に区別する観点から、法人の名称である熊本県北病院機構を用いない名称として、玉名市玉東町病院設立組合に変更するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第50号 業務委託契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第50号「業務委託契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 冨下君

○農林振興課長（冨下健次君） ただいま議題となりました議案第50号「業務委託契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、和水町防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託について、次のように請負契約を締結することとする。

令和3年8月12日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

契約の内容につきまして、御説明申し上げます。

業務名、和水町防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託。委託場所は、和水町地内になります。契約金額4,180万円、税込みとなります。契約の相手方は、熊本県熊本市中央区花畑町12-1、国際航業株式会社熊本営業所、所長、鎌田法雄でございます。契約の方法は指名競争入札となります。

提案の理由を説明いたします。和水町防災重点ため池ハザードマップ作成業務の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があります。これがこの議案を提出す

る理由でございます。

以上で、議案第50号「業務委託契約の締結について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。

この業務委託については、予算において6,000万円以上の予算額であったと思います。約2,000万円程度安く落札されておりますが、当初計画された業務は完全に遂行されるのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

約65%の落札率でございます。安かろう悪かろうというような業務をさせるつもりもございませんし、厳しく重点的に確認をしながら、業務のほうを完全に遂行させたいと思っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号「業務委託契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和3年第2回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

閉会 午後2時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員